

独占禁止懇話会第201回会合議事録

1. 日時 平成27年6月12日（金）10：00～11：59
2. 場所 公正取引委員会大会議室
3. 出席者
【会員】伊藤会長，天野会員，有田会員，井手会員，及川会員，翁会員，神田会員，
児玉会員，泉水会員，高橋会員，舟田会員，三村会員，村上会員，谷口会員
【公正取引委員会】杉本委員長，小田切委員，幕田委員，山崎委員，山本委員
【公正取引委員会事務局】中島事務総長，山本総括審議官，南部官房審議官
（国際担当），松尾経済取引局長，原取引部長，山田審査局長
4. 議題 ○ 平成26年度における独占禁止法違反事件の処理状況
○ 平成26年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組
○ 平成26年度における主要な企業結合事例
○ 我が国企業における外国競争法コンプライアンスに関する取組状況

○伊藤会長 それでは、定刻となりましたので、第201回の独占禁止懇話会を開会したいと思います。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の議題の紹介をさせていただきたいと思います。本日の議題は四つございます。1番目は、平成26年度における独占禁止法違反事件の処理状況について、2番目は平成26年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組について、3番目は、平成26年度における主要な企業結合事例について、そして4番目は、我が国企業における外国競争法コンプライアンスに関する取組状況でございます。これら四つの議題につきまして、公正取引委員会のほうから説明をさせていただきまして、会員の皆様から御意見を聴取することを予定しております。

本日の議題に入ります前に、事務局から新たに就任された会員の御紹介をお願いしたいと思います。

○松尾経済取引局長 それでは、御紹介させていただきます。これまで会員をお願いしておりました全国農業協同組合中央会の富士重夫会員が今回退任され、新たに同じく全国農業協同組合中央会の谷口肇様に会員として参加していただくことになりましたので、御紹介させていただきます。

○谷口会員 谷口と申します。よろしくお願いいたします。

○伊藤会長 それでは、最初の議題に入りたいと思います。平成26年度における独占禁止法違反事件の処理状況について、藤本管理企画課長から御説明をお願いいたします。

○藤本管理企画課長 管理企画課の藤本でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に独禁懇201-1-1から4まで4種類の資料があると思います。この4種類が審査事件の概況を示す資料でございます。201-1-3の概要の資料がございますけれども、主にこれに基づいて御説明をしたいと思っております。

折に触れまして、201-1-1及び201-1-2を御参照いただきたいと思いますので、お手元に御用意いただければと思います。

それでは、201-1-3の概要についてでございます。おめくりいただきまして、1ページ目に26年度の処理状況の概要が一覧できるようになっております。

まず排除措置命令についてですけれども、こちらは10件となっております。延べ132名の相手方に対しまして、10件の措置が行われております。その内訳は、下にございますように、まず、1件が私的独占の事件でございます。これは、農協発注の穀物乾燥・調製・貯蔵施設工事、いわゆるカントリーエレベーター、あるいはライスセンターといった施設でございます。この施設に関する事件でございます。

次に、受注調整についてでございます。こちらのほうは2件ございまして、一つが農協等発注の低温空調設備工事に関するもの。それから、もう一つが私的独占の場合と同じですけれども、農協等発注の穀物乾燥・調製貯蔵施設及び精米施設工事に関するものということでございます。

それから、価格カルテルの事件がございまして、こちらは法的措置が5件ということになっておりますけれども、そのうち3件につきましては、段ボールシート及び段ボールケースの販売に関するカルテルの事件でございます。

次が、鋼球の販売についてのカルテルの事件。

それから、最後がコンクリート二次製品の販売に関するカルテルの事件でございます。

更に、優越的地位の濫用について1件の措置をとっております。こちらは総合ディスカウント業者と納入業者との取引ということになってございます。

最後が取引妨害に関するものでございます。生コンクリートの販売に関する事件ということでございます。

ざっと概要が以上10件でございます。後ほど個別の事件について概観してみたいと思います。全体像は以上のとおりでございます。以上が、法的措置の概要でございます。このほかに主食用米の集荷を対象分野としますカルテルが1件、こちらのほうは警告を行っております。

それから、下にございますように課徴金でございますけれども、26年度につきましては、全体で約171億円という金額になっております。下に推移が出てございますけれども、一番右側に26年度の数字が出ております。171.4億円のうち132.9億円が先ほども言いました段ボールのカルテルの関係の金額になります。

延べ128の相手方に対して命令を行っております、割りますと、1社当たり1.3億円という金額になってございます。

引き続きまして、事件の概要を見ていきたいんですけども、その前に、当方に集まってまいります情報がございまして、いわゆる事件の端緒となるようなものの状況をちょっと見てみたいと思います。

独禁懇201-1-1という縦長の資料がございまして、その3ページと4ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、3ページのほうにつきまして、3の申告の状況がございまして、これは独禁法に違反すると考えられる事実について当委員会に寄せられた報

告の件数でございます。26年度につきましては、全体で6,886件の情報が寄せられております。そのうち大半を占めますのは、小売業に係る不当廉売事案についてのものでございます。それが5,620件あるということになってございます。

続きまして、ページをおめくりいただきますと、課徴金減免制度の状況についての数字が出ております。こちらは事業者自らが違反行為に係る事実の報告を行った件数であります。26年度につきましては、表1の右側のほうにありますけれども、61件になってございます。

事業者からの申出によって、公表したものがございますけれども、そちらにつきましては、制度の適用が公表された法的措置の数としまして、表2の右側のほうにございますけれども、26年度は4件でございます。また、事業者数につきましては10名という数字になってございます。

それでは、概要の資料3ページをご覧ください。公正取引委員会といたしましては、社会的ニーズに対応しまして、まず一つは国民生活に影響の大きい価格カルテル、あるいは広い意味での談合というものに対して厳正対処をしているというのが、一つの大きな柱でございます。それから、もう一つの大きな柱としましては、中小企業者等に不当に不利益をもたらす行為についての対処を行っているということでございます。前半のほうの価格カルテル、受注調整、今年は私的独占がございましたけれども、こちらについての対処ということでございます。

こういった事件、先ほど若干ざっと見ていただきましたけれども、それぞれ下にありますような、国民生活に関連した分野に関する事件ということでございます。段ボール製品につきましては、商品の梱包に使用されている。鋼球については自動車部品等に組み込まれる軸受に使用されている。コンクリートの二次製品、側溝でありますとか、管といったものでありますけれども、こちらは道路、農業用排水路などに使用されているというものでございます。

また、農業関係の施設についてでございますけれども、これは農産品の品質維持、加工、貯蔵といったものに使われているものでございまして、国民生活に関連があるということになろうかと思えます。

これら違反行為全体をとってみますと、市場規模で申しますと、年間で総額約3,900億円という規模になってございます。

恐縮ですけれども、先ほどの1-1の資料の5ページ以下にそれぞれの事件の概要が書いてございます。若干簡単にそれぞれ御説明したいと思います。

まず、私的独占の事件についてでございます。5ページの上の1の(1)というところであります。福井県の経済農業協同組合連合会による行為ということでございます。こちらは農協から委託を受けて、基本設計、あるいは工事の施工、入札の事務についての委託を受けているということでございまして、入札参加者への選定について助言などを行っていたということなんですけれども、こちらが受注予定者を指定するという行為、あるいは受注予定者が受注できるように入札参加者に入札するべき価格を指示して、その価格で入札させるということにより、これらの事業者の事業活動を支配していたという事件でございます。

先ほどの資料にもございましたけれども、いわゆる支配型の私的独占の事件でございますけれども、これについての法的措置は約17年ぶりのものということになっております。

下にまいりまして、入札談合・受注調整についてでございます。上のほうは北海道に所在します農協等が発注する低温空調設備工事、これは農作物を貯蔵、予冷する施設の中にある品質維持のために温度や湿度を調整するための設備なんですけれども、その工事について受注予定者を決定し、あるいはこれらの予定者が受注できるようにしてきたという、いわゆる受注調整の事件でございます。

それから、下のほうでございますけれども、こちらのほうは福井県と北海道を除く全国的な地域で行われてきたものでありますけれども、やはり農協等が発注するカントリーエレベーターの工事についての受注調整の事件でございます。

(3)が価格カルテルの事件ということでございます。一つ目が段ボール製品の関係でございます。段ボールシート、あるいは段ボールケースについての販売価格について合意をしていたというもの。それから、大口需

要者向け段ボールケースについてもございまして、これで3件の法的措置をとってございます。違反者が約60名に及ぶというかなり大きな規模のカルテルの事件ということになってございます。

下のほうが鋼球でございまして。これは鋼材を原料とする球で、ベアリングの部品になっているものでございます。これについての販売価格のカルテルが行われたという事件でございまして。

6ページが一番上にございましてけれども、コンクリートの二次製品について需要者ごとに契約予定者として組合員などの1者を割り当てているということ。それから、販売価格にかかる値引き率を制限するという決定を行っていたということでございます。こちらのほうについてもカルテルの関係ということで措置を取ってございます。

一番最後は、山形県の農協の行為です。主食用米の販売手数料について具体的な額を目安として定額とするというカルテルが疑われる行為があったということございまして、こちらのほうは警告が行われているということでございます。

もう一つ、7ページにちょっと飛んでいただきまして、その他の不公正な取引方法という箇所がございまして。こちらのほうが岡山県北生コンクリート協同組合による取引妨害の事件でございまして。これは、競合相手である非組合から取引先が商品を購入した場合にはこれまでの取引条件を悪化させるというもので、従来は定価からの値引きがあったり、あるいは手形払いができたということですが、それを現金による定価販売とするといったことを告知することにより取引先が競合相手と取引をしないようにさせていたという事件でございまして。

以上が価格カルテル、いわゆる広い意味での談合に係る事件でございます。

それからまた横長の資料に戻っていただきまして、4ページでございます。中小企業者に不当に不利益をもたらす不公正な取引方法という関係についてでございます。まず優越的地位の濫用行為への対処を行っております。これは厳正対処ということで、一つは排除措置命令、課徴金納付命令を行っている事件がございまして。

それから、未然防止の観点から効率的かつ効果的に処理するという
ことで、下にございますように、優越的地位濫用事件のタスクフォースによる
一元的な対応を行っているというのが二つの柱でございます。

それぞれ若干中身を見てみたいと思います。恐縮ですが、1-1の6ペ
ージを御覧ください。こちらは総合ディスカウント業者、九州にあります
業者ですけれども、これによる納入業者に対する優越的地位の濫用事件と
いうことでございます。

大きく二つございまして、一つは新規開店に際しまして、納入業者の従
業員を派遣するということで、135店舗にわたりまして、少なくとも延べ
8,000人の派遣を行わせていたという事件でございます。

それから、もう一つは協賛金などの名目で、金銭を提供させていたとい
うことでありますが、閉店の際のセールに際して行われていたというもの
で、これは少なくとも総額4000万円の金額になっております。また自社店
舗の火災に際して滅失、あるいは破損した商品の価格に相当するもの。そ
の金額を提供させたということですが、こちらのほうは少なくとも
総額1100万円にのぼる金額ということになっております。

箱の下のほうに、タスクフォースの話が書いてございます。平成26年度
におきましては、49件の注意を行っております。

タスクフォースについて、1-2の資料で別添と書いた優越タスクの取
組状況という資料がございまして、年度別注意件数の推移で49件となっ
ております。昨年、非常に多かった宿泊業者に対する納入等取引、ある
いは飲食業者に対する納入等取引というのが減っておりますが、一方
で、小売業者に対する納入取引についての注意件数が大幅に増えている
というのが今年の特徴となっております。

また、2ページで、真ん中に表がございまして、注意事案を行為
類型別に見た場合に、上から三つございまして、購入・利用強制、協
賛金等の負担の要請、あるいは従業員等の派遣の要請、この三つでお
よそ8割を占めてございまして、従来から多い類型となっております。

それでは、1-3の5ページでございまして、不当廉売への対処につ
いてでございます。不当廉売は原則としまして、酒類、石油製品、家電とい

た小売業に係る申告につきましては、原則2カ月以内に迅速に処理するという方針で取り組んでおります。26年度につきましては、全体で982件、これは不当廉売違反行為につながるおそれがある事案に対しまして、未然防止の観点から注意を行っているものでございます。内訳を見ますと、約3分の2が酒類の関係、それから3分の1が石油製品の関係という状況になってございます。

最後のページでございますけれども、事件を処理していく過程で競争政策の観点から関係する団体などに対しまして、必要な措置を講じるべきと判断した事項がございますけれども、こういった要請・申入れを積極的に行っているというのがここに書いている事例でございます。

例えば、カルテル行為が組合の会合の場を利用して行われている。あるいは、そこに出ている事務局が特に何らの措置も講じなかったということで申入れを行っているというのが一番上のものとそれから2番目に書いてあるものでございます。

それから、下のほうの三つ、農協関連で出ておりますけれども、真ん中にある福井市のものがございますけれども、こちらは補助事業があるということで、原則指名競争入札により契約しなければならないというものであったにもかかわらず、入札などの方法によらずに発注を行っておりまして、しかも入札を行ったかのような体裁を整えていたという事実がございましたので、こういった行為を行わないようにという申入れを行っております。同じような申入れがこの福井市の関連と一番下の全農の②の行為についてのものがございます。

それから、ホクレンと下の全農の関係ですけれども、こちらのほうは担当者が特定の工事業者に対して受注予定者についての意向を示すといった行為を行っていたということがございましたので、これについても申入れを行っております。以上が審査事件の概要でございます。

最後に若干、審判と審決の状況を御説明いたします。1-1の資料の9ページ、10ページをご覧ください。

まず、審判でございますけれども、25年度から26年度にかけて、165件の引継案件がありましたが、26年度につきましては142件の新件が

ございます。142 件のうち 140 件が段ボールの関係、2 件がダイレックスの関係でございます。26 年度中に 33 件の審決が行われおりまして、その内訳につきましては、9 ページの下のほうに出ておりますけれども、新潟タクシー、ワイヤーハーネスの関係、高知の談合の関係のものでございます。

10 ページにまいりまして、審決取消訴訟の状況でございます。25 年度から 26 年度にかけて 11 件の引継ぎがあったことに加えまして、26 年度中に新たに 2 件の訴訟が提起されたということでございます。そのうち年度内に 6 件確定したことにより、件数が減っております。26 年度末の時点では 7 件の訴訟が継続しているということでございます。

10 ページの一番下の注 15 というところがございますけれども、4 月に入りまして、3 件最高裁において確定したものがございます。3 件というのはジャスラック、川崎談合、V V F ケーブルの関係のものでございます。これによりまして 4 月末時点では 4 件の継続件数になっているということでございます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

○伊藤会長 それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたら御自由に御発言いただきたいと思います。

○天野会員 大変分かりやすい御説明をいただきましてありがとうございます。私から不当廉売事案に関して二つお尋ねしたいんですけれども、迅速処理ということで、御対応されているというのは非常に適切だと私も思っているんですけれども、資料 1-1 の 7 ページで注意件数の推移がございまして、こちらでこういった注意件数はかなり減ってきています。それと 3 ページでの申告件数、こちらでも 26 年度で 5,620 件と非常に多い件数ではあるんですけれども、この申告状況についても不当廉売事案は少なくなってきているわけなんですけれども、これは不当廉売に対する意識というか、そういったものが事業者、あるいは社会において大分広まってきているという背景でこういった数字の推移になっているとお考えになっているのかどうかというのが 1 点です。

あともう 1 点は、昨今、自民党などでお酒の安売り規制のお話が出てい

ると思いますが、不当廉売事案の対応の現状等を踏まえて、公取としてどのようにお考えになっているのか。もし可能でしたらお答えいただければと思います。

○藤本管理企画課長 まず、不当廉売事案の申告が減っている、あるいは注意件数が減っているということでございますけれども、私どもの期待も若干含めてお答えさせていただきますと、家電製品もかなり注意件数が落ちてきているという状況もございます。不当廉売についての努力を重ねてきたということも背景でございます。各企業様におかれましてもコンプライアンスの観点からかなり努力をされているということがあって恐らく注意に至らない、少なくとも申告されて注意に至らないようなものというのがある。そこが増えてきているというのは私どもの期待も込めまして、コンプライアンスへの意識は増えてきているということであれば非常にいいなというふうに考えております。

ただ、過去5年間のほうでは出ておりませんが、申告件数といたしましても、例えば平成19年度までの数字を見ますと、5,000件未満だったという状況でございますので、まだかなり高水準な申告があるということは認識しておりまして、また申告にあらわれないものもあるということ念頭に起きつつ、今後とも対応していく必要があると考えてございます。

後者のほうの酒類の議員立法の関係でございますけれども、議員立法自体については、私どもコメントする立場ではないのかなと思います。注意件数の推移を見ますと、酒類についての注意件数の割合、酒類が多いという状況はここから読み取れるのかなと思います。

○伊藤会長 ほかにどなたかございますか。

○及川会員 中小企業、小規模事業者にとってこの処理状況をお教えいただきまして大変有益でした。本当にありがとうございます。

1-3の最後の6ページ、事業者団体等への要請・申入れというのがありますが、再発防止のための措置を講じるように申し入れたとか、あるいは徹底措置のための措置を講じるように要請、適切な措置を講じるように申し入れたといろいろあるんですが、その後の実態というのはどういうことになるのか。フォローアップみたいなものがあるのかどうか、実態的に

教えていただければと思います。

○藤本管理企画課長 我々から申入れをするあるいは要請をするというものに関してですけれども、違反行為を審理している中で、違反行為を誘発したりあるいは助長したりするものではないかと思われま。

それから、競争入札の関係につきまして、競争入札の制度の趣旨に反するというのを考えますと、公正かつ自由な競争を妨げるものだというのを考えて、競争政策の観点から看過できないということで、申入れ、あるいは要請をさせていただいております。さすがに事件の処理に伴って、一緒に申入れをさせていただいておりますので、そこは相手の方々には真摯に受け取っていただいて、御対応いただいているのではないかと考えております。

○伊藤会長 ほかにどなたかございますか。

○村上会員 1点だけ単純な質問です。5ページの不当廉売への対処で、家電製品に対する不当廉売への対処について、申告件数とそれから注意件数とも極めて大きく減っていると思います。今、3件というのはもうほとんどないに等しい状況になっているのに近いので、一時期非常に大きな問題で取り上げられた問題で、それが今はなくなっていることの原因なり、環境の変化なりが分かりましたら教えていただきたいと思。

○藤本管理企画課長 家電製品につきましては、22年度から23年度にかけて注意件数がかかなり落ちたという状況がございます。それ以降も順次減ってきております。家電につきましては、平成20年以降にも当方で優越的地位の濫用について法的措置を取った件数というのが2件あったと思。そういった措置をとっていること。それから、量販店の場合はかなり大規模な企業が多いと思。それらで優越的地位の濫用に対する認識もかなり変わってきているのではないか。先ほども申し上げましたけれども、コンプライアンスの体制等々も含めまして改善しているところがあるのではないかと。思っております。

○伊藤会長 ほかにどなたか。

○高橋会員 私も不当廉売について伺いたします。先ほど、酒類の不当廉売についてのお答えがあったんですけれども、全体として多いというのは、この

資料の5ページのグラフを見るとほかの石油、家電とかと比べれば絶対数は多いですけども、やはり年々減ってきているという状況だと思います。確かにお答えはしにくいと思うんですけども、今般、自民党の議員立法で提出されると言われているものは、量販店、スーパーの不当廉売が止まらない、法的規制がなくて安売りは注意だけに終わっているの、法改正が必要だという位置付けになっているわけなんですけれども、この注意が効いているのか、効いてないのかというのは公取にとっては重要なことだと思いますが、そのあたりについての感触というのをお聞かせいただきたいと思います。

○藤本管理企画課長 注意でございますので、そこに違反行為があるという認定まではしていないわけですけども、その行為を続けていると、違反行為につながるおそれがあるということで、未然防止の観点から注意をしているということでもあります。そこは、あまりひどいことをやっているとまさに違反行為になりますし、それがゆくゆくは課徴金もかかるということが各業者の皆さんには御理解いただいていると思っております。

したがいまして、この注意をすることで、あまり効果がないのではないかとということではなくて、そこはいろいろな規制の考え方も含めて御説明をしておりますので、よく御理解をいただいているのではないかと思います。あまり注意が効いていないといえますか、繰り返し同じような行為が行われるという場合には、場合によってはその相手の方を招致してお話をさせていただくということもございますので、そういう意味では効果的に行われていると考えております。

○伊藤会長 ほかにいかがでしょうか。

○神田会員 私は優越的地位の濫用のところでお聞きしたいんですけども、1件の法的措置と49件の注意ということでお話がありました。1件の法的措置という内容を見ますと、先ほど御説明があったので分かりましたけれども、注意のほうについては資料1-2のほうをみますと、面談した後に事業者から出された書面について情報提供をされております。ここを見ますと法的措置を採った内容とほぼ一緒です。ただし、措置を受けたほうは実際に派遣させていたり、実際に金銭を提供させていた。違うところはその辺で、

ただ要請をただけのところは注意で、そうではない実際に実施させていたところが法的措置を採られたのかなと、この資料だけを見るとそのように受け取れるんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

それから、もしそうであるならば、要請された側はきちんとそれは要請されても断ったと読み取ってよろしいのでしょうか。その辺をお願いします。

○藤本管理企画課長 法的措置に至るかどうかというところは、その行為の相手方が非常に多数にわたるとか、不利益の程度が非常に大きいとか、例えば従業員を8,000人ぐらい派遣させているということがございましたけれども、ある種の悪性があるものについては厳正措置をするということがございます。そこに至らないようなものにつきましては、未然防止の観点から注意を積極的に行っているということがございます。

協賛金の負担を要請していただけたのかどうかというところは個別の例によりますので、必ずしもそうとは限らない場合もあると思いますけれども、いずれにしましてもそういう場合には、事務所にこちらのほうから直接出向いたり、関係者、責任者の方を招致してお話しさせていただくということを行っておりますので、その中には私どものほうから話をさせていただいた後で、自主的に改善をしますということで文書で報告をされる方もいるというのが先ほどの3ページのところに出ている例でございます。

そういったことで、さまざまな側面を捉えて私どもは事案を見ておりますし、注意も効果的に行っている、効果的にできているのではないかと考えております。

○伊藤会長 よろしいでしょうか。

○三村会員 今回のことに関連して質問です。基本的にはこの課徴金制度は相当厳しいものでありますので、抑止効果は恐らく出ていると思います。ただ、注意というところがある意味では非常にきついところと柔らかいところが二極化しているような感じがあります。注意があってもすぐに改善される場合と、かなり継続的で少し問題視されるような事案ですが、課徴金の対象になるにはなかなかそれを立証するのは難しいという案件がうずもれている可能性がないだろうかという感じがいたします。今の質問と関連してそ

の点についての御判断というかお考えをお願いできればと思います。

○藤本管理企画課長 注意以外にも法的措置を採るに足りる証拠が得られないが、違反の疑いがある場合ということで、警告ということも行いますので、行為の悪性の度合いに応じた対応というのは公取の手段としてはあると思いますので、真ん中が漏れているのではないかとすることはないと考えております。

○伊藤会長 ほかにはよろしいでしょうか。

○児玉会員 不当廉売に関して関連です。ナショナルブランドだと価格の比較ができるので、不当廉売は認定しやすいと思いますが、昨今、量販店に行くとプライベートブランドがたくさん並んでいて、ある意味プライベートブランドが増加してきている結果、申告が減っているというようなことになっているような気もするんですが、その辺はどのようにお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○藤本管理企画課長 プライベートブランドにつきましては、特有の問題があり得るということは私ども念頭に置いておまして、実はこの1、2年だったと思いますけれども、プライベートブランドの関係の実態調査というのも行っております。そういった観点で、必ずしも不当廉売だけではない、幅広い目をもって問題がないかどうか監視をしているということでございます。

○伊藤会長 それでは、次の議題に行きたいと思います。

平成26年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組につきまして、鎌田企業取引課長から御説明をお願いしたいと思います。

○鎌田企業取引課長 独禁懇201-2の資料に基づいて御説明を申し上げます。上の2枚が概要版になっておまして、2枚めくっていただきますとまた1ページから始まります。こちらが本文になりますので、こちらに沿って説明をさせていただきます。

まず、第1の1としまして、書面調査の実施状況等についてご説明します。こちらは下請法違反事件の情報の収集についてまとめております。本来であれば、不利益を受けた下請事業者からこういう行為を受けているという申告があれば一番効率的だとは思いますが、なかなか下請取引におきましては、仕事の発注を受けている、あるいは経営的に依存しているという状況も多く

あると思われまして、下請事業者から自発的な情報提供を受けることが難しいという実情がございます。

そのために従来から毎年度一定数の書面調査を実施しているということで、その状況をまとめたものが1ページの中ほどの第1表でございます。最近で申し上げますと大体年間で親事業者、下請事業者合わせまして約25万通の調査票を発送して調査を実施をしているところでございます。

2ページにまいりまして、この書面調査から得られた情報とそれから(2)にありますように、申告等の情報を基に、実際にどの程度着手して、どの程度の事件を処理しているかをまとめたものが2ページの2以下になります。

皆様には、3ページの第2表を御覧いただきたいと思っております。こちらに新規着手件数と事件の処理件数についてまとめてございます。新規着手件数につきましては、書面調査によるものが5,723件、申告が83件ということで、合計で5,807件について着手しております。この5,807件のうちのほとんど99%近くが書面調査からの情報ということになります。

こういった調査を行いまして、実際に処理した件数が第2表の右側になりますけれども、勧告が7件、指導が5,461件、合計で5,468件について措置を採っているということでございます。

3ページの下第1図、第2図につきましては、最近5年間の勧告件数、指導件数の推移をグラフにしております。

勧告件数につきましては、最近若干減少傾向ではありますが、指導件数につきましては、26年度が5,461件ということで、昭和31年に下請法ができましたから、最多の数字となっております。

4ページでございますが、第3表では今申し上げました5,468件の措置の地域別の分布について記載しております。

下請法の措置につきましては、親事業者の本社の所在地で集計をしておりますので、東京、大阪が多くなっているという状況にございます。

(2)で措置件数の業種別の内訳について分析をしておりますが、詳しくは次の5ページの第3図を御覧いただきたいと思っております。措置件数5,468件のうち製造業が2,463件ということで、全体の45%。卸売業、小売業を合わせますと、全体の22%ということで製造業と卸小売業で3分の2を占めてい

るという状況になっております。

それから、6ページですけれども、措置の対象として大きく分けると製造委託のグループ、それから役務委託のグループがございますが、これは若干説明を申し上げますと、製造委託には製造委託と修理委託がございます、これは下請法が昭和31年にできてから規制対象になっているものでございます。

それから、役務委託等というものには、いわゆるコンテンツ関係の作成を委託する情報成果物の作成委託、それから、運送、ビル管理、そういったサービスの委託をする役務提供委託がございます。こういったものに分けて分析したものが第4図以降になります。

第4図では、製造委託等の措置件数の業種別の内訳を記載しておりますけれども、製造業が63%、それから卸売業、小売業を合わせますと、30%ちょっとになり、これらで全体の9割以上を占めているという状況でございます。この製造業をさらに小さく分類したものが、第4-1図でございます。生産用機械器具製造業を始めとして種々の業種がございます。

今の第4図の緑の卸売業、小売業をさらに分解したものが7ページの第4-2図になりますけれども、こちらも機械器具卸売業を筆頭に多くの業種で措置を採っているという状況でございます。

第5図が役務提供委託等に関する措置件数の業種別内訳でございます。青の情報通信業、それからピンクの運輸業、郵便業、黄色の学術研究、専門・技術サービス業、この3者で大体4分の3程度を占めているという状況でございます。

(3)が下請法違反行為の類型別件数等で、措置の対象になった違反行為を類型別にまとめたものでございます。こちらにつきましては、9ページの第4表にまとめてございます。

措置としては、5,468件ですが1件の措置で複数の違反行為に対して指導しているものがございますので、類型別の行為の件数としては、第4表の一番右肩になりますが、全部で9,080件ということになっております。

この表について昨年度と比較しまして特徴的なことを若干申し上げますと、左のほうに手続規定というのがございますが、こちらにつきましては、

昨年度の5,125件から4,551件と1割程度減少しております。

一方で、右側の実体規定ですが、こちらにつきましては右のほうに小計がございますが、今年度は4,529件、25年度は2,250件ということで、ほぼ倍増しているような状況でございます。

さらに実体規定の内訳を申し上げますと、実体規定の左から2番目ですが、支払遅延がございまして、こちらが26年度は2,843件に対しまして昨年度は1,488件ということで、こちらも倍増しているような状況でございます。

もう1点、三つ右側になります。買ったとき、こちらが25年度の86件に対しまして、今年度は735件ということで、およそ8.5倍程度になっているという状況でございます。

9ページ下の第6-1図につきましては、この表をグラフにして割合を分かりやすくしたものでございます。

10ページにまいりまして、第7図をご覧ください。こちらは製造委託等、役務提供委託等それぞれにおきまして、実体規定違反の件数の行為類型別の内訳を示したものでございます。

7図、8図を比べますと、8図のほうが支払遅延の比率が大きいということがお分かりになると思います。それから、第7図では、左上のほうに割引困難手形というのがございますが、8図のほうではグラフにあらわれるような数字はないということで、これは役務関係については、製造に比べると手形自体が使われている割合が少ないのではないかとということが考えられます。

10ページの下の方で、オで実体規定違反件数の業種別内訳を第9図以降にまとめておりますが、こちらは先ほど措置件数の業種別内訳について御説明したものとほぼ同様の傾向ですので、説明は省略をさせていただきます。

12ページにまいりまして、下請事業者が被った不利益の原状回復の状況という箇所でございます。通常我々が違反行為に対して指導を行いますと、そういう行為をやめてくださいという指導と合わせまして、その行為によって下請事業者が受けた不利益、例えば減額であれば減額した分、支払遅延があれば遅延利息分、こういったものについて返還なり支払なりをするようにということで、原状回復を求めています。

10図、それから13ページの11図には金額と親事業者の推移を記載しておりますが、第5表の一番下を御覧いただきますと、合計欄ですが、26年度におきましては、209名の親事業者から4,142名の下請事業者に対しまして、合計で8億7120万円分の原状回復が行われている状況でございます。

14ページ、(5)下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案ということで、本来違反行為を見つけて、それを処理するというのが我々の仕事ではございますが、親事業者が自分から違反行為をしていることを申し出た場合には、そういった行為は下請事業者の利益の保護、早期回復という観点からは歓迎すべきことだと思いますので、そういった行為を取りやめているとか、あるいは原状回復を行っているとか、そういった一定の要件のもとで違反行為を申し出た親事業者に対しましては、仮に通常であれば勧告相当の事案であったとしてもあえて勧告を行う必要はないだろうということで、そういった対応を促しているということでございます。

26年度におきましては、そういった申出が47件ございまして、処理した件数は26件。その26件のうちの1件につきましては、仮にそういった申出がなく処理が行われていれば、勧告に相当する事案だったというふうに思われます。この申出によりまして、26年度におきましては下請事業者396名に対しまして、合計で5,217万円分の原状回復が行われております。

15ページ以降ですが、こちらでは企業間取引の公正化への取組ということで、主に普及啓発活動についてまとめております。

一つ目が下請取引適正化推進月間ということで、これは中小企業庁と共同して、毎年11月をこの月間に定めまして、幾つかの取組を行っているものです。主な取組を下に書いてございますが、下請取引適正化推進講習会、これは1カ月間で集中して手分けをして、全国で講習会を開催しております。そのほかキャンペーン標語の一般公募ですとか、あるいは年末の金融繁忙期における下請法遵守の要請ということで、文書を発出しているということでございます。

2番目の講習会関係ですが、今申し上げた月間の講習会のほかに、年度を通じて(1)にありますような基礎講習会ですとか、16ページの(3)にあります応用講習会、あるいは(4)の業種別講習会ということで、事業者の

経験ですとか、習熟度に応じた、あるいはある特定の業種に焦点を当てた講習会を実施してきております。

16ページの3番、相談関係についてです。通常の窓口、あるいは電話による相談に加えまして、なかなか公正取引委員会の窓口に足を運べないものの、電話ではちょっと難しいということで、ぜひ面談して話をしたいという場合にこちらから出向いて相談等を行う移動相談会、それから我々の拠点は数が少ないということもございまして、商工会議所や商工会のネットワークを通じた相談の対応等をしているところでございます。

17ページでございしますが、4番目をご覧くださいまして、下請取引等改善協力委員ということで中小企業の経営者さんにこの委員を委嘱しまして、中小事業者取引の実情の把握のための意見聴取ということで我々の広報活動、公聴活動に御協力をいただいているところでございます。

5番目がコンプライアンスの確立への支援ということで、事業者、あるいは事業者団体が開催します講習会や研修会にこちらから講師を派遣したり、あるいは講習で使用するようなパンフレットとか、DVDといった研修用のツールの配布をしているところでございます。

最後6番目が取引実態調査でございまして、26年度におきましては、6月に公表しました食品分野におけるプライベートブランド商品の調査を行っています。

18ページになりますが、今年3月に公表しました荷主と物流事業者との取引に関する実態調査を実施したところでございます。

私からは以上でございまして。

○伊藤会長 それでは、ただいまの御説明について、皆様から御質問、御意見をいただければと思います。

○高橋会員 いろいろやっつけらっしゃることは分かったんですけども、中小事業者と言いましても、組織に属さない個人事業主のように問題があっても相談に行くこともできない人たちもいるように感じます。キャンペーン等、下請事業者ではなくて事業者向けにもやっつけらっしゃるとのことですが、個人向けに対して何か発信する方法がないのか。特に下請で情報関連とかですと、若い人たちが個人で請け負っている方たちも多いと思いますが、何かスマホ

を使うとか工夫をしていらっしゃるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○鎌田企業取引課長　ここでいう下請事業者にはもちろん企業だけではなくて個人事業主も入っているわけですが、いわゆるIT的なものを使ったものとしては、最近公取でもフェイスブック、ツイッター、ユーチューブも活用していろいろな情報提供をしています。

例えば、公取のホームページの中にも、優越的地位の濫用に関するDVDの研修資料とか、下請法に関する資料が入っております。いろいろなテキストもそういうところに入れておまして、見ようと思えば個人でも法人でも見ることができるような環境になっております。

講習会という面でいいますと、例えば札幌、仙台、その地域の中核都市でやるのが人数を集めるという意味で多いものですから、そういう意味では地方の個人事業主の方だと、なかなかそこまで足を運べないということもあると思いますので、そういった講習会と同様の効果を期待できるような取組というものについては、インターネットの活用なども含めて、個人の方もよりアクセスしやすいようなことを検討していきたいと思っております。

○高橋会員　ありがとうございます。今後とも進めていただき、またいろいろ発信していることに対する効果測定もしていただいて、より進めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○伊藤会長　ほかにどなたか御質問、御意見はありますか。

○舟田会員　201-2の、例えば勧告と指導の件数、これについて先ほど説明を受けました。だんだん勧告件数が減って、指導件数が増えている。法律家はこういうことに苦情を申し上げるんですけども、それはともかく、何かそれについて方針が変わったということはないと思いますけれども、コメントがあればお願いしたいと思います。

それから、先ほどの御説明の中で、独禁法については警告と注意という違いがあると昔から言われてきたわけですけども、下請法の場合には、勧告と指導という言葉になっているわけです。この指導は独禁法でいいますと、警告に当たるのかなと思います。ちょっとその辺、御説明をいただければありがたいなと思います。

それから、今ごろ気がついてお恥ずかしいのですが、自主的に違反行為をしたと申し出た場合というのが先ほど御説明にありましたが、これはどういう事情でこうなるのかなと。カルテルの場合はよく分かるんですけども、下請法の場合にはどうなるのかなと思って、その辺の事情を教えてくださいなればと思います。

○長澤下請取引調査室長 下請取引調査室長をしております長澤と申します。私のほうからお答えさせていただきます。

まず、勧告件数が減っているのに対して、指導件数が増えているというのはまさに御指摘のとおりでございます。こちらの方針が変わったということは全くございません。御覧になっていただくとよくお分かりになるとおり、着手件数につきましても減っているということはございません。調査方法も大きく変えているわけではございません。私ども調査部門からしますと、結果的に勧告するような大きな事案が見つけれなかったということございまして、何らかの方針が変わったということはございません。

自主申告の話でございますが、勧告をされますと企業名が公表されますから、そういう関係で社会的な影響が企業にとってもあるのかなと思います。そういうことで、それを避けるため、そういうことを含めまして、私どものほうに、申出をするメリットというのはあるのかと感じております。

○舟田会員 調査の前に自主申告をした場合ですよね。

○長澤下請取引調査室長 もちろんそうです。

○舟田会員 調査の前に何か勤づくわけですか。

○長澤下請取引調査室長 親事業者も自分たちで内部でいろいろ調査して、下請法違反があるということに気付く場合もありますし、私どもでは先ほど申し上げましたように、書面調査を行っておりますから、こういうことをきっかけに自発的に申し出てくることも多いです。なお、書面が行った時点では調査を開始したということにはなりません。

○舟田会員 ありがとうございます。指導の意味についてですね。

○鎌田企業取引課長 独禁法の措置とパラレルに比較できないのですが、勧告はあくまでも行政指導であるということからは、排除措置命令とは違って、むしろ警告に近いと言ったほうがいいのかもかもしれません。一方の指導というのは、下

請法の場合、違反ではないけれども違反につながるおそれがあるという独禁法の注意とは違って、違反であるけれども、勧告をするほど重大な違反ではない場合や未然防止という趣旨から指導を行うこともあります。そういう意味では、下請法の指導は独禁法の注意のような意味合いもあり、違反があっても勧告までは必要ない場合にも行っているという意味では独禁法の注意よりはもうちょっと違反のほうにも足を踏み込んでいるという感じがあります。

○伊藤会長 よろしいでしょうか。もしよろしければ、次の議題に移りたいと思います。

平成26年度における主要な企業結合事例につきまして、品川企業結合課長から御説明をお願いしたいと思います。

○品川企業結合課長 企業結合課長の品川でございます。それでは、右上に独禁懇201-3-1と書いてございますお手元の資料に基づいて私のほうから御説明をさせていただきます。

一般的にはM&Aと呼ばれております企業結合については、一定の国内の売上があるものについて公正取引委員会に実行前に届出をしていただくという制度がございます。その届出に基づきまして、公正取引委員会では、その企業結合が競争を実質的に制限することとならないかということの審査をやっておりまして、これが企業結合審査ということになります。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目に、統計の数字が出てございます。一番上の表は公正取引委員会に先ほど申し上げた届出がなされた件数とその処理状況でございます。一番上の表の一番下の合計というところが各年度に届出が行われた届出の件数になってございます。平成26年度は、合計289件ということになってございまして、そのうち、275件については第1次審査というもので終了しております。第1次審査というのは、届出後30日の間に公正取引委員会が行うものでございますので、大半のものは届出後30日以内に審査が終わっているということがお分かりいただけたと思います。

2行目に(119)という数字が出ております。法律上、届出後30日間は企業結合を実行できませんということが規定されているわけでございますけれども、一方で、この30日については短縮の申出をしており、かつ30日以内に公正取引委員会の審査が終わった場合には、30日より前でも実行ができる

ということになっておりまして、それを適用したものが119件あるということでございます。

実際には、多くの案件で届出後30日もかからずに審査が終わっているということがお分かりいただけると思います。

それから、その次の行に、第1次審査終了前に取下げがあったものが11件というのが出てございますが、これは第1次審査が終わる前に、事業者から取下げがあったものです。11件というふうに書いてございますので、前年と比べて増えているのではないかとお考えになられるかもしれませんが、これは当事会社の都合で、1回取り下げてまた出したというケースがたまたま多かっただけでございまして、特にこの数字が増えていることにあまり意味はないというふうに考えてございます。

それから、2次審査というのは1次審査の期間が30日と先ほど申し上げましたが、この30日で審査が終わらなかったものが2次審査に移行するということになるわけでございますが、これが26年度は3件ございました。

二つ目の表は、2次審査に移行したものがどのように処理されたかを示しており、26年度に処理をした2件については、いずれも当初の計画のままであれば、競争を実質的に制限することとなると認められましたけれども、問題解消措置といたしまして、一部結合計画の修正をしていただきまして、それを前提にすれば問題がないということで処理した案件が2件ということになっております。

2次審査に移行したものが先ほど3件と申し上げましたので、残りの1件はどうなったかと思われるかと思いますが、残りの1件は27年度になってから処理をしておりますので、ここには数字として出ておりませんが、実際には26年度に2次審査に移行した3件はいずれも問題解消措置を前提として問題なしという処理をしているということです。

3番目の表は今回初めて公表させていただくものでございます。先ほど申し上げましたように、届出自体は国内で一定の売上高があることが条件でして届出の主体は日本企業に限っているわけでは当然なく、外国企業も日本で一定の売上があれば、届出の対象になるわけでございます。

そういったものがどれぐらいの件数、公取に出てきているかということ

ございます。なお、この数字自体は、届出の件数ではございませんので、複数の届出が一つの企業結合計画に関して出てくる場合がございますので、そういったものは1件とカウントしております。これを御覧いただきますと分かりますように、26年度は25年度に比べて大幅に増加をしております。かつ24年度、23年度の水準から比べてもかなり多い水準になっているということがお分かりいただけるかと思えます。これは、日本に影響があるような国際的なM&Aが26年度は多かったということを反映しているのではないかと考えてございます。

一方で、この表の一番上の行で、日本企業と外国企業の統合計画というのが7件ということになっておりまして、マスコミの報道を御覧いただきますと、日本企業が海外の企業を買って、海外に進出をするというケースがよく報道されておりますので、そういうケースが増えているのではないかとと思われるかもしれませんが、日本企業が海外の企業を買って海外に進出しますという場合には、買収される側の企業は日本でほとんど売上がないことが多いものですから、そういったものは日本の事情には影響がないということで、届出の対象になっていない関係があつて、ここの数字には出てこないものが多いかと思えます。

また、先ほど申し上げたように、外国企業同士の統合であっても、日本市場に影響があるようなものについては届出が出されますので、そういうものが増えているということかと思われます。今回、公表させていただいております事例集の中でもこれに該当するものが3件ほどございます。以上が統計でございます。

2ページ以降は事例集でございます。事例集自体は企業結合の審査の透明性の向上ということもございまして、平成5年以降毎年作成、公表させていただいているものでございます。これまで、22回公表しておりまして、今年も10件を公表させていただいております。

10件のうち2次審査を行ったものが2件で、あとは1次審査で終了したものが8件事例集には載っておりますが、本日は2次審査を行った2件と1次審査で終了したのものから若干特徴的だと思ふものを2件ほど御紹介させていただきたいと思えます。

まず、3ページ、ジンマーとバイオメットの統合案件でございます。これはジンマーとバイオメットという会社は両方とも医療機器をつくっているアメリカの企業でございます。

4ページに事案の概要が出ておりますけれども、この件につきましては、海外でも届出がなされておりました、実際にアメリカのFTC、欧州委員会との間で情報交換を行いつつ、審査を実施した案件でございます。

5ページには、取引分野の画定について書かせていただいておりますけれども、主に水平関係があつて、双方のシェアがいずれも高いものということで、人工関節が6種類ほどございまして、これについてここでは記載をさせていただきます。

人工関節はいろいろございまして、市場の画定の仕方といたしましては、基本的には人工関節の種類ごとに画定をさせていただきます。膝関節につきましては、膝の内側と外側を両方ともまとめて交換するときのTKAという類の人工関節とその片方だけを交換するときのUKAと呼ばれるものがありまして、これを二つに分けて画定しているということでございます。

地理的な市場という意味では、これは医療機器でございますので、医薬品医療機器等法に基づいて承認が必要でして、需要者も承認を得た国内向けの商品を買っていますので、地理的範囲は日本ということで画定をしています。

7ページ以降にそれぞれの人工関節について競争が制限されることになるかどうかということで、検討をさせていただきます。

股関節、先ほど申し上げたTKA、及び肩関節につきましては、当事会社の結合後も当事会社以外に有力な競争者がかなりいるということも踏まえまして、競争を実質的に制限することにはならないという判断をいたしております。

一方で8ページのUKAでございますが、これは先ほど申し上げた膝関節の片方だけを交換するものでございますが、こ当事会社のシェアが90%ぐらいになっておりました、かつ両当事会社はこれまで市場シェア1位と2位の会社で、お互いに活発に競争していたということがございます。

それから、ほかの代替療法は人工関節の代わりにはならないので競争圧力

としては期待できません。また、償還価格より高い価格で病院が買うことはないというようなことがあるわけですが、一方で、当事会社が競争している価格の水準は償還価格よりかなり低い価格でやっけていて、かつ償還価格自体も実売価格を前提に2年に1度改定しているというようなこともございますので、これが価格引上げの抑止力になるかと言えば期待はできません。このため、UKAについては競争を実質的に制限することとなるのではないかと認めております。

9ページの肘関節でございますが、これも当事会社のシェアは6割から7割になるものでございまして、評価としては同様の評価をしております。

10ページのところで、ちょっと経済分析に触れさせていただいております。経済分析につきましては以前から企業結合審査については非常に重要であると言われておりまして、公正取引委員会でもここ数年積極的に経済分析を行ってきたところでございますけれども、今年の事例集では経済分析についても積極的に公表をしていこうということで、事例集の中でも4件ほど経済分析を行った事例を紹介しております。

このジンマーとバイオメットの統合につきましては、両当事会社が統合した場合にどのような効果が生まれるであろうかというシミュレーションをやっております。このシミュレーションの結果、UKAにつきましても肘関節につきましても平成23年に本件統合が行われていたとしたら、平成24年度のメーカー価格、あるいは平成26年度の償還価格は実際の価格水準よりもかなり高い水準に至っていたであろうというシミュレーションの結果が出ておりますので、こういったものも踏まえて問題点を指摘したということでございます。

問題点があるということで、当事会社から提案された問題解消措置が11ページでございます。これは両当事会社の事業のうち、一部を第三者に譲渡するというものです。

12ページ、もう1件の2次審査の案件は、王子ホールディングスが中越パルプ工業の議決権を20.99%取得するというものです。

13ページに概要が出てございますけれども、紙はたくさん種類がございまして、そのうち6品種以外について特段問題はないわけですが、この

6品種については当初の計画のままでは問題がありましたので、問題解消措置を採っていただいて、それを前提に問題はないという処理をした事案です。

この案件は、20.9%という議決権の保有でございますので、完全に事業活動が一体化するかという点必ずしもそうではないわけでございますが、一方で、持分法の適用会社にするということ、あるいは当事会社もこれを行うことを契機として共同事業をやろうとしているというようなこともございましたので、企業結合関係の程度としては、必ずしも弱いものではなく、また、この業界に関しましては、これまでも協調的な行動が見られていたということも踏まえ、2次審査を行ったという経緯がございます。

ここでは6品種のうち二つほど挙げてございますが、特に本日は時間の関係もございまして、15ページで、薄葉印刷紙という辞書や六法に使う薄い紙につきまして御説明をさせていただきます。

薄葉印刷紙につきましては、当事会社のシェアは60%ぐらいでして、市場シェアは35%あって、一定程度供給余力もあるわけでございますけれども、これまで一斉値上げをしたときに、供給余力がある事業者が積極的に供給余力を活用して、競争的な行動に出るといような行動はこれまで行われておりませんでしたので、こういったことも踏まえまして、本検討が行われますと、当事会社及びその競争事業者による協調的な行動がよりとられやすくなるのではないかと評価をしたということでございます。

18ページ以降、輸入圧力、隣接市場からの競争圧力についても検討いたしました。こういったものは認められないということで、特に協調的な行動に注目して、本件統合が行われますと、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると判断しております。

問題解消措置は23ページに内容が書いてございます。本件は、これまでの協調的な行動を踏まえますと、競争を実質的に制限することとなるという認定をしているわけでございますけれども、一方で議決権の比率は20.9%ということで、企業結合関係は必ずしも強くはないという評価もございまして、仮に6品種について公正取引委員会の了解を得ることなく企業結合、事業提携を行わない、また、6品種に関して、製造販売に関する秘密情報、具体的には価格とか生産量といったものを他方当事者に漏洩しないようにすると

いう問題解消措置を前提とすれば問題はないという処理をしているもの
でございます。

24ページ以降のものは第1次審査で終了した案件でございますが、1件目
の抗がん剤の事案の特徴的な点は、両当事者が作っておりますこの抗がん剤
はいずれもまだ国内で製造販売されていないものであるということです。そ
ういう意味では研究開発中の商品なわけですが、片方は承認申請の準備段階、
もう片方は第Ⅲ相の臨床試験の状態、遠からず市場に出てくることが見込
まれたこともあり、この両者の競争関係を審査したということが特徴的で
ございます。

結論としては、国内で画期的と言われるような免疫療法の薬が開発されて
いるということもございまして、競争を実質的に制限することとはならない
という処理をしております。

26ページの事案は、角川とドワンゴの事案でございます。これは双方向性
市場といわれる最近よく話題になるものを取り上げた事案でございます。双
方向性市場というのは、プラットフォームビジネスのことだと思っていただ
ければよろしいかと思えます。プラットフォームというのは、異なる種類の
事業者異なるサービスを提供しまして、プラットフォームを通じて、異な
る2種類の事業者が取引を行っているという類のものでございますが、この
プラットフォーム事業の一つ特徴的なこととしまして、プラットフォームの
一方の側にいる事業者の数が増えると、プラットフォームの反対側にいる事
業者にとってプラットフォームが提供するサービスの質が向上するという、
間接ネットワーク効果と言われているものがあると言われております。

28ページに二つ書いてございますが、この審査で我々が注目したのは、
一つはドワンゴはプラットフォームとして有力でございまして、角川はコン
テンツの提供者として有力であるということもございまして、上に書いて
ございますのは、角川グループが今後ドワンゴ以外を通じてコンテンツを提
供しませんということになったらどうなるかという話でございます。

これにつきましては、デジタルのコンテンツでございますので、特に新た
に商品をつくるために追加的な費用が発生するわけではなく、数多くのプラ
ットフォームにコンテンツを提供して、なるべく多くの視聴者に見ていただ

くというのが合理的なビジネスモデルであるということなどを考慮いたしまして、こういうことをやるインセンティブはないであろうということで問題ないという処理をしています。

一方で、下のほうにつきましては、ドワンゴグループが今後角川以外のコンテンツは扱いませんということをやることによって、ほかのコンテンツ提供者が排除されないかということを見たものでございます。これにつきましては、経済分析もいたしまして、実際にドワンゴで提供するコンテンツの数が増えると、ドワンゴの会員数が増える。あるいはその逆もしかりであろうという形の経済分析の結果が出ておりますので、仮にドワンゴが角川以外のコンテンツを扱いませんということをやりますと、ドワンゴの会員数が減って、ドワンゴにとっても減収になるということが見込まれますので、こういうことをやるインセンティブはないであろうということで問題はないと判断したという事案でございます。

時間が超過いたしましたして失礼いたしました。私の説明は以上でございます。

○伊藤会長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をいただければと思います。

○泉水会員 大変興味深い御報告をありがとうございました。今年の相談事例は研究者として非常に面白い事例ばかりだと大変勉強になりました。

2点ほど質問をさせていただきたいと思います。第1点は、今日の説明資料の1ページ、これは確認すれば分かることなんですけれども、真ん中の図で、問題解消措置を前提に問題なしとした件数、これについてですけれども、今回ではないと思いますけれども、過去においては競争を実質的に制限するおそれがあると言わない段階ですよね。公取委が競争を実質的に制限をするおそれがあると言わない段階で当事者が企業結合計画の変更を申出て、一種の問題解消措置が提案されて、その計画の変更を前提とすれば、競争を実質的に制限することにならないと公取委が判断したものが何件かあったと思いますが、これは問題解消措置に入るのかどうか。あるいは、そういう意味では問題解消措置というのは何なのかということなんですけれども、公取委が競争を実質的に制限するおそれがあると言って、それに対応して計画の変更したもののみを問題解消措置というのか、それよりも前に当事者が申出したものも含むのかということです。研究者として、公取委のいう問題解消措置

の定義をお聞きしたいと思います。

もう1点は、今回では構造措置が採られた事例と行動措置が採られた事例の二つがあるわけですが、いわゆるトラスティ、受託者というのでしょうか、問題解消措置を実行したり、あるいはそれを監視するものを欧米、あるいは最近では中国においてもとる例が増えてきていると思います。日本においては、1件だけあると理解しておりますが、それは外国の企業同士の事例であって、日本企業が絡んだものではないと思っているんですけれども、公正取引委員会としては、今回の構造措置、行動措置でもこのような多くの国、地域で使われているトラスティというものをとってもおかしくないような気がいたします。ただ、欧州委員会で条件付きで承認しているのに、トラスティが入ってないのであれば、欧州委員会でも必要ないと考えたのかもしれませんが、公正取引委員会としてこのような新しいトラスティを含めた問題解消措置の設計を考えているのか、あるいは今後考えられるのか質問したいと思います。

○品川企業結合課長 まず、1点目でございます。実際に当事会社から問題解消措置が提案されるタイミングはいろいろあり得るかと思いますが、少なくとも26年度の2件は私どもと議論をさせていただいて、これは問題がありそうですねということになったタイミングで出てきたものでございます。

2番目の表は2次審査で問題解消措置を前提としているものとなっておりますので、2次審査に入った最初の段階で問題解消措置の提案がなされて、それを企業結合計画に反映させて届出を修正してもらって、その上で問題なしという処理をしましたという場合にはこの表の数字に入ってくることになると思います。

それから、二つ目のトラスティの話ですが、これにつきましては、少なくとも1件目のジンマーとバイオメットの件につきましては、一定の期間がたっても買い手が見つからなかった場合には、事業処分受託者、つまりトラスティをつくってそこに下限を定めない価格で売る権限を与えるということが問題解消措置の内容に入っております。そういう意味ではトラスティが入っているというふうに言ってよろしいかと思います。

二つ目の紙の件につきましては、トラスティのようなものは設けておりま

せんけれども、これは構造的措置の内容が特に価格の水準とかそういったものを監視する必要があるものではないものですから、当事会社から社内調査をして事実関係を報告させるということで足りるだろうというような評価をいたしたものでございます。

○泉水会員 ありがとうございます。特に前者についてはトラスティが入っているということだったと思います。相談事例が公表されているものの中にはないように思いましたけれども、公表の中には入っていないようですが、実は委員会等との話し合いではそうなっているということですか。

○品川企業結合課長 事例集の67ページの上のほうに問題解消措置の内容を幾つか書かせていただいております。この中の④というのがございまして、ここに事業処分受託者という言葉が出てきまして、これがそれに当たるものでございます。

○伊藤会長 ほかにどなたかございますか。

○井手会員 24ページの研究開発段階の事業譲渡なんですけれども、これはアメリカとかでは製品市場では競争してないんですけども、研究開発の段階で競争しているときの合併とかについて、研究開発の段階から合併についての措置をやっているんですけども、日本の場合は、今回こういう、研究開発の段階での競争の事業譲渡で競争が減衰する、競争トラックが減るということについての事例というのは初めてなのでしょうか。

○品川企業結合課長 過去にも、実際にまだマーケットで販売していない事業者からの競争圧力の有無を検討した事例自体はございますけれども、今回、特に水平型の企業結合段階でこういう形のものがあったものですから、今後競争というのは研究開発段階も含めて積極的に見ていく必要があるだろうということをはっきりさせる意味があって、今回こういう形で公表させていただいたものでございます。

○翁会員 最後のほうで、角川とドワンゴの話が出たのでお伺いします。こういったコンテンツとかICT関係の企業結合というのは今後増えていく可能性があると思うんですが、間接ネットワーク効果というような感じで、ここではコンテンツの増加ということではかっておられます。こういった新しい分野についてどういった経済分析をいろいろ試行されているのかということにつ

いて、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○品川企業結合課長 この分野は、事業の分野としても新しいところですし、企業結合審査の手法としても非常に新しいところでございます。国際的に見ても、こういった分野についてどういう分析をするのが最も好ましいというか、正確なのかということについてはいろいろ検討がなされているところで、そういう意味では私どもも手探りの状態でございます。

今回ある意味では非常に分かりやすいというか、コンテンツの数という非常に把握しやすいデータがございましたので、それを使って分析をしたところ、間接ネットワーク効果がありそうだということの把握ができたわけでございます。ただ、必ずしもコンテンツの数みたいなもので図れるものばかりでもないと思いますので、そこは実際にやる場合には当事会社や需要者等にヒアリングもしながら、どういうデータをとって分析をするのがより正確なのかというところは個別に見ながらやらないと、ちょっとなかなか客観的な評価は難しいかなという気がしています。

こういった分野で実際に我々が審査を行う場合には、もちろん経済分析をできるだけやるようにしてまいります。経済分析と従来型のというかヒアリングを踏まえた定性的な評価と合わせて検討した上で結論を出すという形がしばらくは続くのかなと思っております。

○伊藤会長 ほかにどなたかございますか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

引き続きまして、我が国企業における外国競争法コンプライアンスに関する取組状況につきまして、杉山経済取引局総務課長から説明をお願いします。

○杉山総務課長 経済取引局総務課長の杉山でございます。よろしくお願いたします。

お手元の独禁懇の4-1に基づいて説明させていただきます。我が国企業における外国競争法コンプライアンスに関する取組状況についてでございます。公正取引委員会はかねてから違反事件の排除とともに、予防行政を推進していくということにも重点を置いて取り組んできているところでございます。その一環といたしまして、かねてから我が国の独占禁止法のコンプライアンスに関する取組ということにつきまして、上場企業を対象に調査をさせていただきました。その結果を公表させていただきました。企業における自主

的な取組に資するよう、助力をさせていただいております。

昨今、冒頭の四角のところにもございますが、我が国企業が外国競争法違反による摘発を受けまして、巨額な罰金、あるいは制裁金を課せられたり、役員、従業員が禁固刑を科されるという事件、例えば自動車部品の事件等々を含めまして多数発生しております。我が国企業の外国競争法コンプライアンス体制の脆弱性が現れているのではないかと思いついたわけでございます。

そういった問題意識から、これまで我が国の独禁法のコンプライアンス体制の取組について調べてきましたけれども、今般は外国競争法についても調べてみようということで調査させていただいた結果がこれでございます。

このパワーポイント図の3ページのところをお開きいただきますと、アンケート調査の主な結果がございます。まず、アンケート調査そのものでございますが、東証一部上場企業の1,814社に送っております。主として、米国、EU、中国、韓国の競争法に関するコンプライアンスの取組状況についての質問票を送付いたしております。

この4カ国を選んだ趣旨は大体お分かりになっていただけたと思います。我が国との間で貿易、直接投資を通じて経済的に非常に結びつきのある4カ国であり、しかもこれらの国のいずれも競争法が最近活発に運用されている、ないしは運用され始めております。

こういった中で、963社から回答をいただきました。このうち日本国外において事業展開をしている企業は775社ございますので、以下のアンケート調査結果はこの775社を母数にしたものでございます。

真ん中の四角のところを御覧いただきますと、独禁法コンプライアンスの取組と外国競争法コンプライアンスの取組の比較ということで、全体的に総括した比較がございます。

コンプライアンスの取組といってもさまざまであり、例えばこの下のところに書いてございますが、いわゆるどのような行為が違反行為になるか、違反を防ぐためにどういった対策を講じたらいいかというようなことについて記載しているマニュアルみたいなものをつくっているかどうか、あるいはそういったものを講師を立てながら、あるいはビデオを見ながらという形

で社内研修を実施しているかどうか、あるいは同業他社との接触が往々にしてカルテルに結びつきやすいということから、そういったことについてルールづくりをしているかどうか、そういったいろいろな取組がございますが、そういったものの取組については、独禁法に対するものでも外国競争法に対するものでも基本的に変わるものではありません。そういったところから、独禁法の面における取組と外国競争法の面における取組を比較しました。

これを御覧いただきますと、例えばマニュアル等につきましては、独禁法における取組と外国競争法の取組に3.64倍の開きがあります。あるいは研修では3.00倍の開きがあり、独禁法に対する取組に比較すると、まだまだ外国競争法に対する取組というのがなかなか進んでいないという状況が全体的に見受けられるところでございます。

それから、次のグラフですが、これは外国競争法のコンプライアンスに対する取組だけを見ているものですが、このうち青いほうのグラフは、いわゆる外国競争法に過去20年間のうちに違反した経験のある企業について聞いたもの、それから右側の赤いほうのグラフはそれ以外の企業ということで比較しております。

違反歴のある企業というのは、大体57社ぐらいでございます。そういったところで比較しますと、さすがに違反歴のある企業は意識が高いといえますか、遵守志向という方向性がはっきり出ていることが読み取れます。

次に4ページですが、ここは少し見方を変えているところでございます。海外傘下グループ会社におけるその所在国地域の競争法コンプライアンスに対する対応について、日本にある本社に自社の海外子会社はどのような取組を行っているかということで聞いたものの答えを集計したものでございます。

例えば、米国の傘下グループ会社の取組といったところを御覧いただきますと、緑色のところでございますが、これは少し問題かなと思っただけですけども、35.2%が米国における傘下グループ会社が何をやっているかよく分からない、よく知らないというふうに回答しています。

下の黄色のところでございますが、9.0%の会社については、コンプライアンスについては何も対応を行っていないというような回答を示している

ということで、これらを合わせると44.2%を占めているという状況でございます。

中国の傘下グループ会社に至っては、各々の回答を示した割合が御覧のとおり40.7%、12.8%と合わせて53.5%、つまり半分以上が何をやっているかわからない、本社として把握していない、あるいは何も行っていないというような回答をしています。後で申し上げる一体的対応、すなわち日本における本社と海外傘下グループ子会社との間の一体的な対応、取組はなかなかなされていない現状が浮かび上がってきたところでございます。

それから、その下のグラフでございます。外国競争法コンプライアンス・マニュアルの策定及び研修の実施の状況ということでございます。点線より上のところでございますが、海外展開企業747社を母数として、日本における本社においてどのような研修がなされているかを示したものでございます。世界に独禁法が制定されている国は136カ国以上でございますので、各国別に全部網羅的にこういった研修を施すことは非現実的であり、また不可能でもあろうかと思えますけれども、こういった主要国の独禁法に係る研修はやったほうが良いと思っているのですが、なかなか低率に留まっております。

あるいは右から2番目のところでございますが、「一般的・概括的な取組」でございますが、これは少なくとも海外にも日本と同じような競争法、独禁法が存在するという、あるいはカルテル禁止のような共通の規範があるということ、そして、そういったものが域外適用という形を通じて、一つの行為に対して複数の国の管轄権が行使される可能性があるということ、こういったことぐらいの一般的・概括的な取組、要するに米国とかEUとか細分化しなくても、そういったことのリスクの存在について認知させるような一般的・概括的な取組がなされていてもおかしくはないと考えた次第ですが、実態を御覧いただきますと、研修の実施については16.6%、マニュアルに至っては8.6%という状況でございます。ほとんどの会社が取組んでいないという状況が浮かび上がっております。

5ページの右上のグラフを御覧いただきますと、我が国法制との違いを意識した外国競争法に係る有事対応について書いてございます。例えば、外国競争法制、あるいはそれとは別の刑事法制では、調査に係る証拠となり得る

文書を廃棄した場合には、それ自体が相当重い制裁を課せられる対象となっています。例えば、米国では長期禁固20年刑が課せられる可能性があり、そういったものを意識して、きちんとした対応をとっているのか聞いたところでございます。違反歴のある企業はさすがに意識が高いものの、そうでない企業においては、26.5%というような認識状況、あるいは取組状況ということが示されています。

一番右でございますが、制裁の在り方を踏まえた臨機応変な対応をとっているかどうか、ということについて、この書き方だけでは何を言っているのかよく分からないところがございますが、アンケート調査票にははっきり書いてございますけれども、いわゆる外国においては特に調査への協力度合いによって、制裁金の額が変わり、例えば、非協力では制裁金が上がり、協力的であれば制裁金が下がるというようなシステムをとっているところが多いですが、そういった点を踏まえた上で柔軟な対応をとっているかどうかという問いでございます。それに対して違反歴のある企業は70%がそういったものを意識しながら対応している。ない企業においては、その半分以下の数値に留まっていることが読み取れます。

以上がアンケート調査結果でございましたが、1ページにお戻りいただきますと、以上のような調査結果を一言で概括いたしますと、この赤字のところでございますが、我が国企業の外国競争法コンプライアンスに向けた取組については、決して十分とは言えないということでもあります。

その現状を踏まえた上で、どういった方策をとっていくべきかということについても若干触れさせていただいております。まず、外国競争法コンプライアンスでございますけれども、さまざまリスクがございますので、リスク回避の視点を持っていく必要があるのではないかと書かせていただいているところでございます。

どのようなリスクがあるかということ、外国競争法の特徴に関連するリスクとして、一つは各々の外国競争法制及びその運用に係る特有のリスクみたいなものがあるだろうと考えております。これをさらに細分化しますと、御覧のような厳しい制裁、日本よりはるかに厳しい制裁も含んでおりますけれども、そういった制裁の違い、あるいはカルテルの成立要件や立証水準等々の

相違から違反に問われるという状況に差があるということ、それから、調査妨害・非協力に対するペナルティが結構重いというところは非常に大きなリスクとして認識するべきところではないかというところでございます。

それから、二つ目のリスクとして、これは日本国内だけで事業活動を展開して、日本国の独禁法だけを意識している会社ではちょっと想起できない話ですけれども、複数の国、地域の競争法の執行対象になるリスクでございます。仮に日本国内だけで事業活動をやっていたとしても、外国の競争法の手が伸びてくる可能性があり、俗っぽい言い方をするとそれによって「袋叩き」にあう可能性があり、そういったリスクを認識する必要があるということを書いております。

対応の3本柱というところで、一つは親会社及び海外傘下グループ会社による一体的対応が必要ではないか、一体性ということでございます。これは先ほど御覧いただきましたように中国傘下グループ子会社が何をやっているか、東京の本社が把握してない。あるいは何もやっていないというのが50%を超えるというような結果があらわれていますけれども、この一体性というところからはちょっと遠いところにあるのかなというところなんです。アメリカにおいてもEUにおいてもそうでございますけれども、なかなか厳しい状況にあるのではないかと考えております。

2番目としまして、事業活動を行っている全ての国、地域の競争法を意識した広範な対応、広範性ということでございます。これは上記の「複数の国・地域の競争法の執行対象となるリスク」に対応した広範な対応をしていく必要があるのではないかとということで記載いたしました。

3番目の我が国法制とは異なる外国競争法制の特徴を踏まえた柔軟な対応というところでございますが、そこは先ほど申しあげましたように、例えば制裁金が調査による協力度合いによって変わってくるというようなところも踏まえた上で柔軟な対応をとっていく必要性がより高いのではないかと書いております。

さらに具体的な対応、こういった対応の3本柱を踏まえた上での具体的な対応があるのではないかとすることがその下の「外国競争法コンプライアンス・プログラムを推進するための具体的方策」というところでございます。

一つは外国競争法制のコンプライアンス・プログラム推進のための基礎となる体制、インフラ的なところが一つありまして、その上に「三つのK」と書いてございますが、研修、監査、危機管理、それぞれに対応した細かい施策があり、平成24年に独禁法のコンプライアンスに係る取組についての調査結果を公表させていただいておりますが、そこで記載させていただいている施策とここではよく似たものを記載しております。

2ページは、今申し上げたような細かい取組について、各企業32社からヒアリングを行っていますけれども、特に面白いと思われるような具体的取組事例の幾つかをここで記載しております。報告書本文中にも具体的な事例をふんだんに盛り込んでおりまして、そういったものを踏まえながら現在各事業者団体に対して説明をさせていただいているところでございます。他社の事例というのは、大変参考になると好評もいただいているところでございます。事業者団体に対する説明会の中ではこういった具体的な事例をもとにして説明をさせていただいているところでございます。

今日は時間が押しておりますので、残念ながらこの部分は割愛させていただきます。私の説明は以上でございます。

○伊藤会長 大変興味深い話ですが、時間が押しておりますので、もし何か御質問とかあれば、お二人でよろしいですか、順番にそちらからどうぞ。

○有田会員 3ページですが、回答が775社で国外において事業展開している企業ということで、その3ページの下の方のグラフなんですけど、Nが775ではなくて、754とか750とかになっているのはなぜなのでしょう。一部上場企業でコンプライアンスに取り組んでいるであろう企業のアンケートの書き込みの抜けというのは、どういう理由なのでしょう、分析していて何か理由が分かれば教えてください。

○杉山総務課長 一部上場企業のうち自社は海外展開していますということで回答のあった企業が775社あったわけでございます。その775社すべてが各項目に子細に回答しているというわけではないのが現状でございます。そのことが、例えば、775と750の差の25社といった差としてあらわれてきているところでございます。

個別の施策、例えばコンプライアンス・マニュアルはつくっています。た

だ同業他社への接触ルールはつくっていませんとか、社内監査は実施していませんとか、そういったところもございまして、そういった項目については「実施していない」と〇をつけてくるならともかくとして、全く空白のケースもございます。そういったものについては母数の中にカウントされていないというのが実態でございます。

○有田会員 大変な数なのでなかなか大変だったと思います。後半の質問ですが空白のところを埋める努力、促しなどは行わなかったということですか。

○杉山総務課長 私ども電話でヒアリングをさせていただいておりますけれども、なぜやってないんだと詰問するようなやり方もあろうかとは思いますが、どちらかというと、むしろ何か建設的な取組をやっているという企業から深掘りするようなヒアリングをさせていただいた上、それを広報することによって、全く今、有田会員からの御指摘がありましたように、やっていない企業においても目を覚ましていただくといえますか、良い部分を真似ていただく、そういったところを目指してむしろ建設的な取組をやっている企業からヒアリングをさせていただいていたというのが実態でございます。

○翁会員 各企業が非常にグローバル化しているのに、そして外国競争法がこれだけ大きくいろいろ変わってきているのに、この意識の低さにびっくりいたしました。痛い目にあうと認識するけれども、そうでないと全く無防備なんだということが非常によく分かりました。やはりこういったことについて、取組状況の報告書とか、アンケート調査の結果をできるだけ広めていただきたいと思います。

まず、認識していただきたいのは、CEOだと思います。そのほかに例えば監査役協会は、監査役の方々はこういうことに関して勉強熱心なんですけれども、監査役の方々を対象に、どういう経営環境の変化があるかなどについて、いろいろ研修などをやっています。だからそういったところでこういった話をされるとか、社外役員の役割はいろいろ言われていますけれども、まさにこういったことについても非常に重要な気づきをCEOに対してメッセージを出さないといけないと思うので、そういった人たちに語りかけるような仕掛けをつくるとか、ぜひいろいろな工夫をしていただいて、取組を強化していただくようお願いしたいなと思います。

○杉山総務課長 今現在では、いろいろな事業者団体に対して説明会、ないしは今後させていただく予定がいろいろ入っております。あるいはこの前ですと、弁護士会にも説明させていただいたわけでございますけれども、翁会員から御指摘がありました監査役協会、そういったところも確かに重要な役割を果たしていると思います。非常にいい御意見といたしますか参考になる意見をいただきましたので、ぜひそこにもアプローチをかけてみたいと思います。

○伊藤会長 ちょっと時間が押していましたので、時間を短くするようなことで、また御質問があれば直接していただければと思います。

それでは、最後になりましたけれども、杉本委員長のほうから御発言をお願いしたいと思います。

○杉本委員長 本日は、主に私どもの執行状況について御報告させていただきました。それについて意見交換をさせていただき、非常に貴重な意見をいただきましてありがとうございました。

私ども公正取引委員会のミッションは、自由で公正な市場というインフラを確保し、そのための番人としての役割を果たすことだと思っておりますので、それを通じまして、日本経済の成長が促され、消費者の利益が担保されるということだと考えております。

したがいまして、これからも引き続き独占禁止法の適切かつ厳正な執行に努めてまいりたいと考えているところでございますので、ぜひまた御意見をいただければと思っております。

外国法コンプライアンスのところでも御報告しましたように、企業活動というのは非常に国際化して、国境を越えておりますので、そういった面で私どもとしても何をもって反競争的な行為と考えるかについて、諸外国とも意見交換をしながら進めていくということも必要だと思っております。国際的な競争当局の集まり、諸外国との意見交換を通じまして、そういった運用に今後もっと努めていきたいと考えているところでございます。

申し上げましたように、各国で何をもって反競争と考えるかというところについては、ある意味でコンバージェンスが必要だと思っております。執行の仕方については相当各国で変わっておりまして、アメリカでは司法手続になっておりますし、かなり疑いがあるというところだけでもカルテル等につ

いては立件できるシステムになっているところもございますので、そういったところはコンプライアンスの観点から各企業についてもいろいろ注意喚起をしていく必要があると考えているところでございます。

また、今後ともこれから日本経済において成長が見込まれる分野、社会保障関連の子育て、介護、医療、健康産業、さらには教育、エネルギー分野、環境分野、それからIT分野、こういった分野についても競争環境の整備を図っていくということは、非常に重要だと思っておりますので、その点に関しても私どもはいろいろ調査し、いろいろな提言をし、また反競争的な行為については対応していくということを引き続きやっていきたいと思っておりますので、またいろいろ御意見をいただければと思っております。今日は、どうもありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは今回はこれにて閉会とさせていただきたいと思えます。

なお、次回会合の議題等につきましては、追って事務局から御連絡を差し上げることにしております。

本日はどうもありがとうございました。